

改正

平成20年 5 月 30 日 告示第84号
平成21年 3 月 23 日 告示第46号
平成21年 5 月 29 日 告示第97号
平成22年 3 月 19 日 告示第10号
平成24年 1 月 31 日 告示第 3 号
平成25年 7 月 23 日 告示第47号
平成26年 3 月 28 日 告示第34号
平成28年 8 月 31 日 告示第85号
平成29年 3 月 31 日 告示第53号
令和元年12月16日告示第47号
令和 3 年 4 月 1 日 告示第50号
令和 3 年10月 1 日 告示第114号
令和 4 年 4 月 1 日 告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、平戸市の建設工事に関し、競争入札の際に設定する低入札価格調査制度の取扱いを定める。

(定義)

第 2 条 この告示において「指名審査委員会」とは、平戸市建設工事「指名審査委員会」規程（平成17年平戸市訓令第44号）に基づき設置した委員会をいう。

(対象工事)

第 3 条 この告示に基づき行う低入札価格調査制度の対象とする工事は、設計金額が 1 億 5 千万円以上の建設工事で、指名審査委員会が認めるものをいう。

(低入札調査基準価格の設定)

第 4 条 低入札調査基準価格は、予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の金額は切り捨てる。）に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定により算出が困難な特殊工事等については、契約担任者が予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で定める額とする。

3 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札調査判断基準価格の設定)

第 5 条 低入札調査判断基準価格は、予定価格の10分の7.5で得られる額とする。ただし、ランダム化対象工事においては、設計金額の10分の7.5で得られる額にランダム係数を乗じて算出するものとする。

2 低入札調査判断基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札調査対象者)

第6条 第4条の低入札調査基準価格を下回り、かつ、前条に定める低入札調査判断基準価格以上の入札を行った者を低入札調査対象者とする。

- 2 低入札調査判断基準価格未満で入札した者は、不適格とし、再度入札には参加できない。
(調査の実施)

第7条 契約担任者は、前条に定める低入札調査対象者が出た場合には、入札を一時保留して低入札調査対象者のうち最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）から次条に定める調査表を提出させて調査を行い、その結果を指名審査委員会の審査に付するものとする。
(調査表)

第8条 調査表（様式第1号）の項目は、下記のとおりとする。

- (1) 入札価格の内訳書
- (2) 入札価格と入札時提出済みの見積書との差の理由書
- (3) 手持工事の状況
 - ア 契約対象の工事場所に近隣する地域のもの
 - イ 契約対象の工事に関連するもの
 - ウ その他
- (4) 契約対象の工事場所及び入札者の事業所、倉庫等の地理的関連
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労働者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- (11) 信用状況 建設業法違反の有無
 - 賃金不払の状況
 - 下請代金の支払遅延状況
 - その他
- (12) (9)の公共工事の成績
- (13) その他の必要な事項
(落札業者の決定)

第9条 契約担任者は、第7条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、当該入札者を落札者とし、直ちにその旨を落札者決定通知（様式第2号及び様式第3号）により入札者全員に知らせるものとする。

- 2 契約担任者は、第7条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該入札者を不適格とする。
- 3 契約担任者は、前項の決定後、第5条の低入札調査対象者で最低価格入札者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）があるときは、第7条に規定する手続を経たうえ、契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、当該入札者を落札者とし、次順位者が落札者となった旨を落札者決定通知（様式第2号及び様式第3号）により入札者全員に知らせるものとする。
- 4 前3項の規定は、次順位者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき及び次順位者以外に低入札調査対象者がいる場合にそれぞれ準用する。

(調査結果の公表)

第10条 契約担任者は、落札者を決定後、予定価格調書に記載された低入札調査判断基準価格を、入札結果表に記載する。

(監督等)

第11条 低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合には、次の措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工に当たっては、監督及び検査業務を強化する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日告示第84号)

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日告示第46号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年5月29日告示第97号)

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日告示第10号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月31日告示第3号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成25年7月23日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日告示第34号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月31日告示第85号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第53号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月16日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第50号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日告示第114号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の各告示の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各告示の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則 (令和4年4月1日告示第 号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。